

令和元年度第4回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年7月26日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

8番 倉持 純子 9番 秋山 啓治

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地の賃借料情報について

9 議 事

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは第4回の総会を開催したいと思います。

出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

7月12日に中地方農業委員会連合会の役員会及び通常総会がありました。

役員会では、2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望の整理をしました。整理した要望は、神奈川県農業会議に提出されますが、農業会議の常設委員会でさらに整理され、神奈川県に要望するものとなっています。その後、国レベルの会議で諮られて、参議院、衆議院へ要望していく流れとなります。

通常総会については、今年度から伊勢原市が会長になり、大磯町が副会長に変わった事や平成30年度の収支決算と令和元年度の事業計画及び収支予算等についての議事となりました。予算については、各市町村からの農家数割等による負担金や農政活動協力金の一部が歳入となっていますのでご承知おきください。農業会議でも同じ様な事をしていますので組織と全体像を理解して頂いた方が良いと思います。

また、7月17日に県下の農業委員会会長・事務局長会議が開催されました。農業委員会に課せられた課題等の説明がされました。主に人・農地プランや中間管理機構の話がありましたが、人・農地プランについては、実質化に向けて今後アンケートを行ったり、農業委員には地元の調整役を担っていただく等の新しい業務が出てきますので、ご承知おきください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第4回総会の議事録署名委員につきましては、8番倉持委員、9番秋山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項1朗読 一

それでは説明いたします。

このたび、7月4日に相続による農地の所有権取得の届出が2件ございました。

2件の届出者及び土地の所在地は同一ですが、所有権の共有持分の相続が異なる時期に2回行われているため、2件の届出となっています。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を7月9日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項 2 農地の賃借料情報について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 2 朗読 —

それでは説明します。農地の貸し借りの際の目安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供しています。

町内の平均農地賃借料については、平成 30 年 1 月から 12 月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し、周知を図りたいと考えています。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 9 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第 9 号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。倉持委員、お願いします。

【委員】

7 月 22 日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、借受予定の補助的従事者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、川匂の古大門に位置する農用地区域の農地で、面積は 908 m²です。

対象地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、また、現況や営農計画について聞き取りをした結果、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第9号関係資料をご覧ください。

1 ページに農用地利用集積計画書、2 ページに位置図、3 ページに公図の写し、4 ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は露地野菜を作付けする予定となっています。

当該地は、平成26年8月1日から令和元年7月31日までの5年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。なお、最初に利用権設定を行ったのは平成21年度であり、継続申請は今回が2回目となります。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会